

目標の高さは、自分できめる

アダージオ マイゴール

MY Goal

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型 2003
目標設定機能付最低保証年金特約 1015 型

この商品パンフレットは、商品内容説明のための補助資料です。ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）/ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

／できるだけ高く跳びたい！／

それは人類誕生以来の夢でもありました。

棒高跳びは高さを追求するスポーツですが、
羊飼いが杖を使って川や柵を跳び越えていたことが
きっかけになったといわれています。

ハートフォード生命の「アダージオ マイゴール」もこれに似ています。
まず目標を設定し、その高さに照準を合わせて運用していく商品です。

ベストなパフォーマンス成果を目指すために！

目標を設定し、
クリアした成果を確定します

3
ページへ

もし目標がクリアできなくても
保証があります

7
ページへ

ご注意いただきたいポイント

運用成果の確定は、
契約日から5年経過以後
となります。

解約や受取方法などによって、
最低保証されない場合が
あります。

この商品パンフレットでは

● 積立期間を「運用期間」 ● 年金支払期間を「年金受取期間」 ● 特別勘定を「ファンド」と表記しています。

⚠️ お客さまが負うことになる投資のリスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額・解約払戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

／さあ、ウォーミングアップを始めましょう／

■ 長生きニッポン

日本は世界最高水準の長寿国だといわれています。60歳時点での平均余命は、男性なら約22年、女性は約28年。4回目の成人式をむかえられることとなります。



● 60歳の夫婦のいずれか、
または両方が長生きする可能性

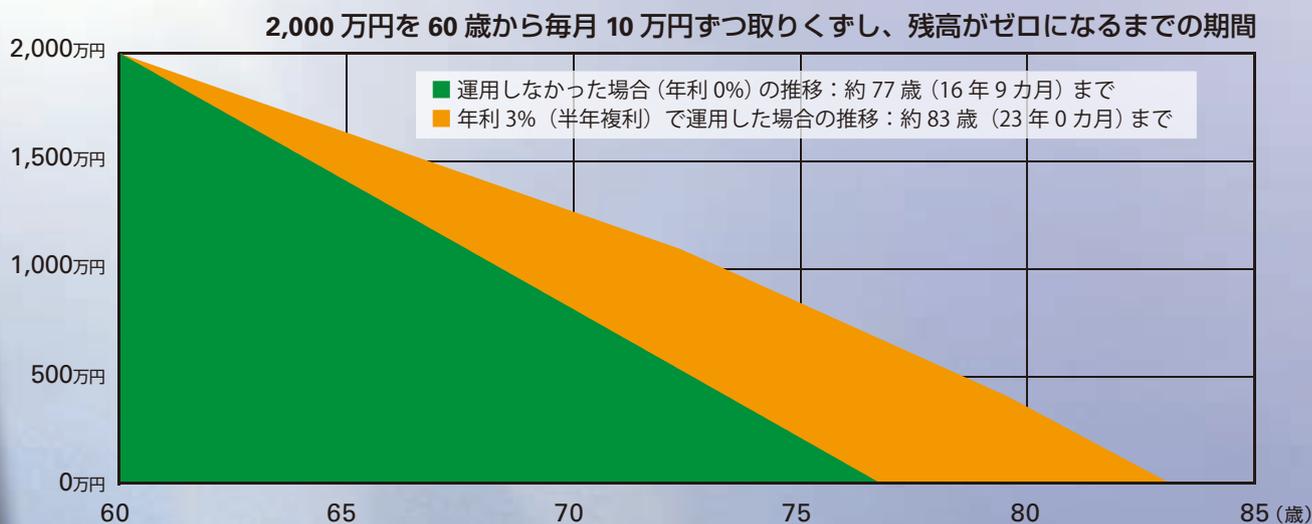


【出所】厚生労働省「平成19年簡易生命表」よりハートフォード生命作成

■ お金を長生きさせる秘訣は休ませないこと

「定年後の収入のメインは公的年金。足りないお金は蓄えを取りくずしながら…」と考える人が多いようですが、実際それで快適な生活を続けられるでしょうか。

例えば2,000万円を運用せず(年利0%)に毎月10万円ずつ取りくずしていった場合、約17年でなくなってしまいます。さらにインフレが進んでしまうかもしれません。しかし、この2,000万円を年利3%(半年複利)で運用すれば、約6年以上お金の寿命を延ばすことができます。



■ 自分らしい時間を過ごすために！

今後の計画を立てるときに、ぜひ考えてほしいのが「生活をエンジョイするための資金」です。それは生活のための最低限必要な資金以外のお金です。

例えば旅行やグルメ、趣味、健康を維持するなど自分らしいセカンドライフを過ごすためのお金です。

／うれしいクリアのシーンを見逃しません／

スポーツでは記録を伸ばすために、長期プランを立ててトレーニングすることがよいパフォーマンスにつながります。資産運用もそれと同じです。

「アダージオ マイゴール」はご契約時に運用目標値（120%、130%、140%、150%）を選択。目標をクリアした時点（5年超）で自動的に収益を確保します。

それは棒高跳びでいう、バーをクリアしたとき。

ハートフォード生命ではそのタイミングを見逃しません。

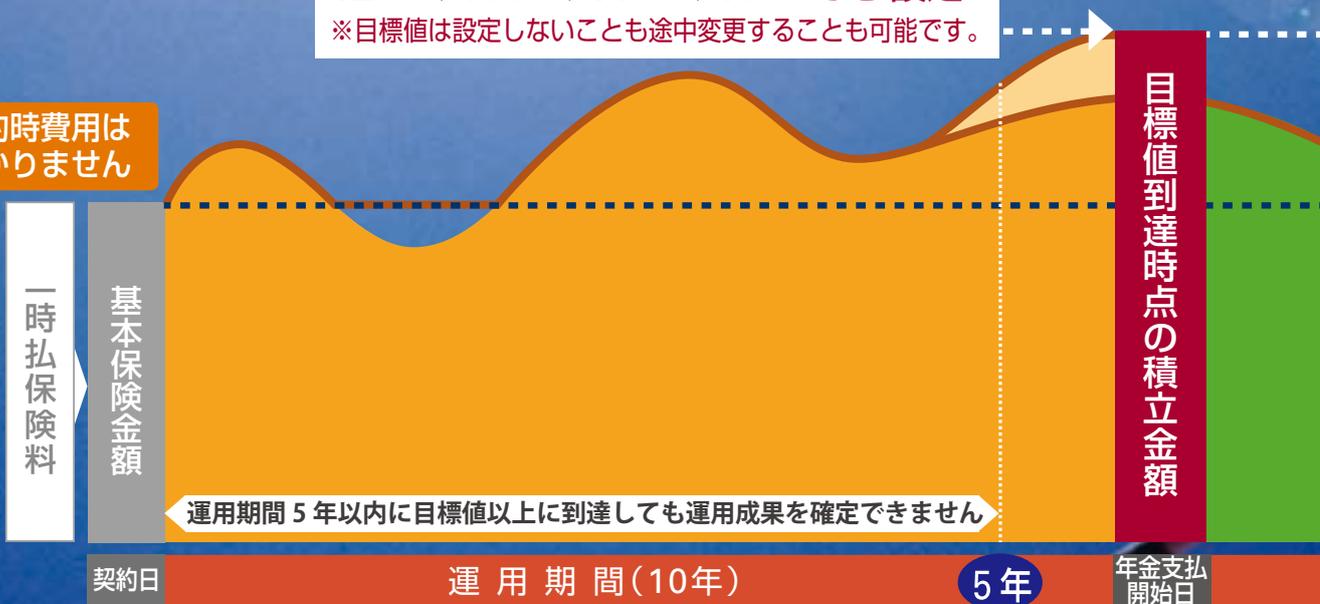
2 選べる目標値

【イメージ図】

目標値は基本保険金額の
120%、130%、140%、150%から設定

※目標値は設定しないことも途中変更することも可能です。

1 契約時費用は かかりません



- この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

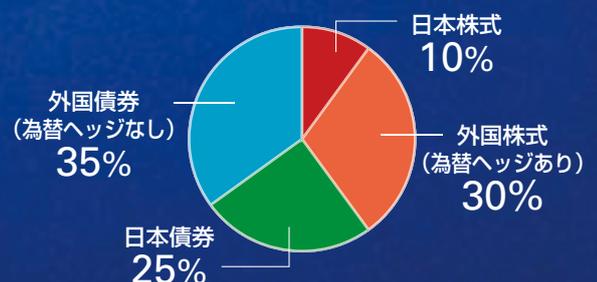
3 バランスファンドで安定運用

ファンド名称：**世界アセット H8 SS**

主な投資対象と
なる投資信託： ステート・ストリート・グローバルバランス 40VA
＜適格機関投資家限定＞

運用会社： ステート・ストリート・グローバル・
アドバイザーズ株式会社

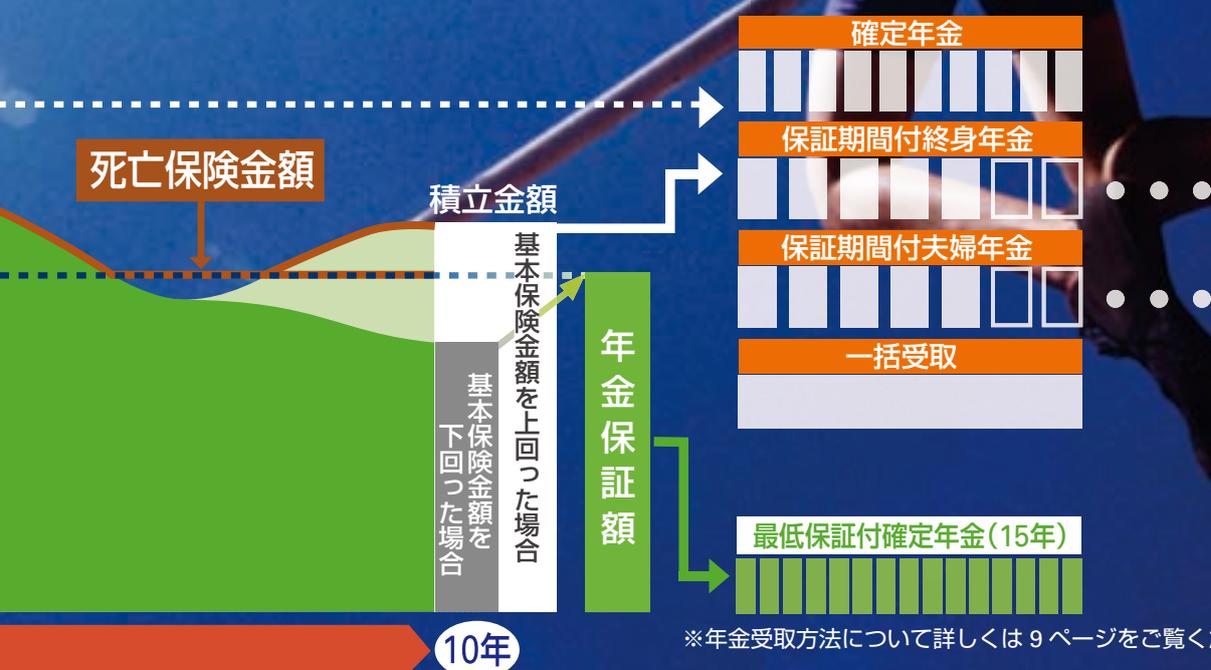
【基本配分比率】



目標値はどうやって決める？

加入したときに決めた目標値は、マーケット状況を見ながら、上げることも下げることもできます。また、目標値を設定しないでスタートして、後で設定することも可能です。

4 多彩な年金受取方法



※年金受取方法について詳しくは9ページをご覧ください。

積立金額を保証するものではありません。

5 安心の最低保証

■ 運用期間満了時の保証(10年後の最低保証)

10年の運用期間満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、15年間の年金受取総額で一時払保険料相当額が最低保証されます。

なお、年金受取開始前であれば、ファンドでの運用を継続し、年金支払開始日を繰り下げることができます。

※最低保証について詳しくは7ページをご覧ください。

■ 死亡保障にも最低保証

運用期間中、被保険者に万一のことがあった場合は、基本保険金額またはお亡くなりになった日の積立金額のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。不慮の事故等による場合は、災害死亡保険金として基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。

※死亡保障機能について詳しくは10ページをご覧ください。

【ご参考】 ファンド シミュレーション

「アダージオ マイゴール」ではバランスファンドによる国際分散投資を行って国際分散投資は投資した資金をいくつかの国の金融資産に分けることによって、

ご参考①～③では、バランスファンドのこれまでのデータをもとに、いくつかのシミュレーションをご紹介します。

ご参考① 資産種別インデックスと、バランスファンドの基本配分比率の指数の推移シミュレーション（費用控除前）



■使用インデックス

【日本株式】 TOPIX 配当込み指数 【外国株式 (為替ヘッジあり)】 MSCI コクサイ指数 (配当なし、現地通貨ベース) と MSCI コクサイ指数 (配当なし、円ヘッジベース) から算出した為替ヘッジコストを、MSCI コクサイ指数 (グロス、現地通貨ベース) から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス 【日本債券】 NOMURA-BPI 総合 【外国債券 (為替ヘッジなし)】 シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) 【バランスファンド】 上記資産をそれぞれ、日本株式 (10%)、外国株式 (為替ヘッジあり・30%)、日本債券 (25%)、外国債券 (為替ヘッジなし・35%) の基本配分比率で保有した場合の収益率 (毎月末に基本配分比率に戻した前提で、各資産クラスの各月の収益率よりハートフォード生命にて作成) 【データ期間】 1987年12月末～2008年12月末 【データ出所】 野村総合研究所、Bloomberg

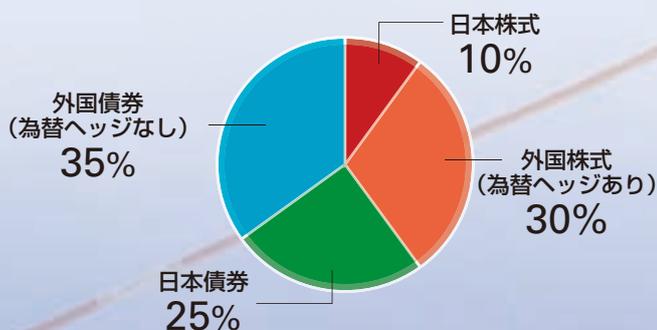
■費用項目の説明

これらのグラフ・数値は、【ご参考①】は保険関係費用および運用関係費用控除前の値をもとに、【ご参考②・③】は保険関係費用および運用関係費用控除後の値をもとに表記しています。

保険関係費用 年率 2.55%

運用関係費用 年率 0.5195% 程度 (税抜年率 0.50% 程度)

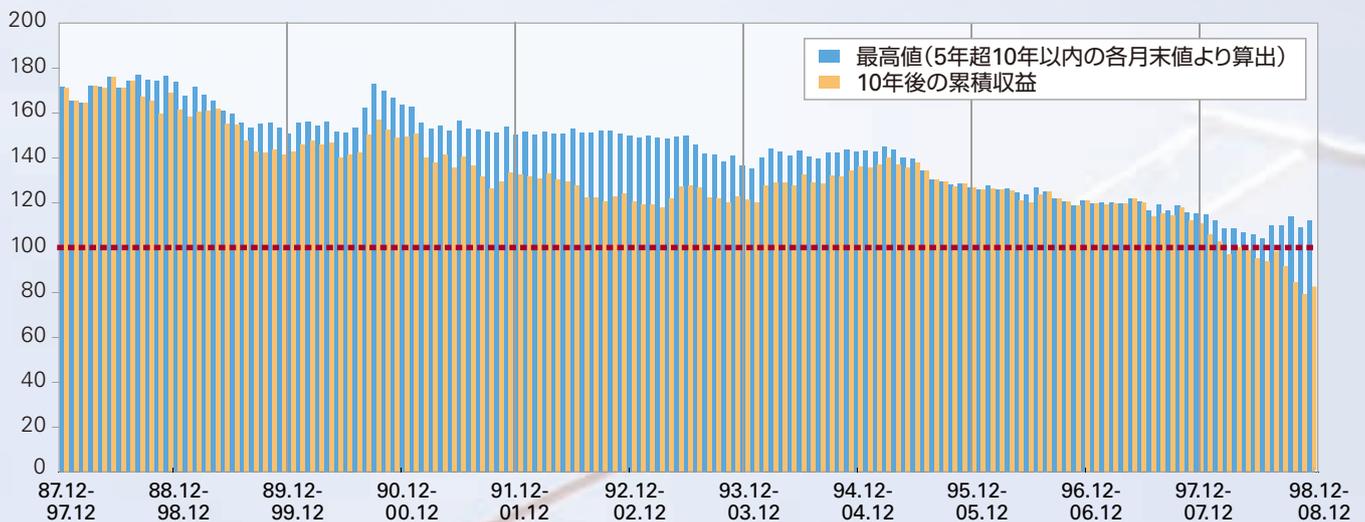
【バランスファンドの基本配分比率】



います。
リスクを分散させようとするものです。

ご参考②③では、「1987年12月末～1997年12月末」から「1998年12月末～2008年12月末」までの各10年間のデータ、全133期間における目標値到達をシミュレーションしています。

ご参考② バランスファンドの基本配分比率で運用開始時点を100として10年間運用した場合のシミュレーション（費用控除後）



ご参考③ バランスファンドの基本配分比率で10年間運用した場合の5年超10年以内に各目標値に到達した期間の総数と割合（費用控除後）

目標値	120%	130%	140%	150%
総数	111期間 133期間中	93期間 133期間中	86期間 133期間中	60期間 133期間中
割合	83.5%	69.9%	64.7%	45.1%

⚠【ご参考】をご覧ください上で、ご注意くださいこと

【ご参考】は過去においてこのファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。これらのシミュレーションでは、運用期間の初日からファンドにより運用されたものとして計算しています。また、使用インデックスは各月末の数値のため、月中の推移を反映しておりません。

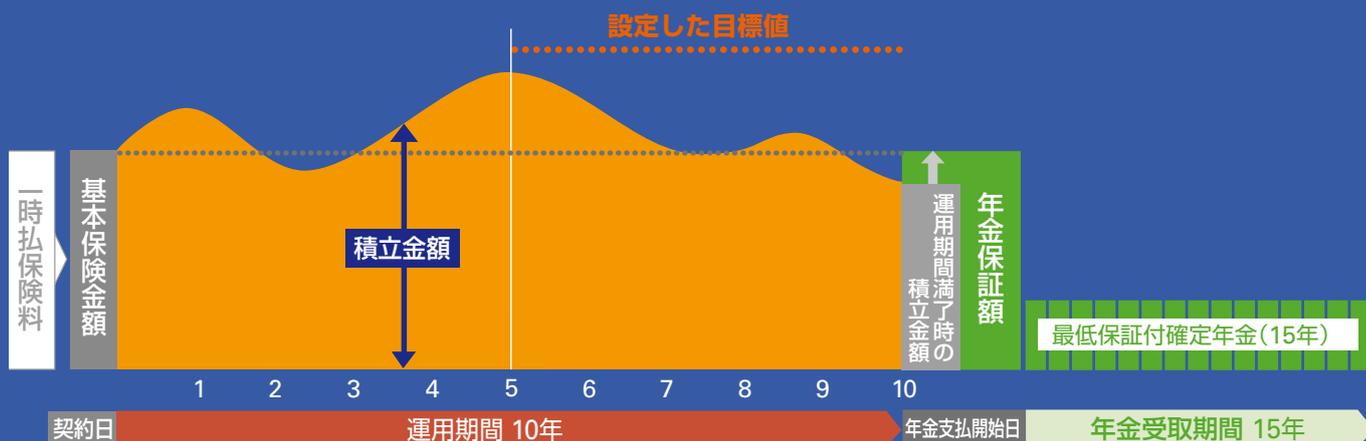
／好記録がでなくても、「安心！」があります／

年金受取総額の最低保証

最低保証付確定年金（15年）

「最低保証付確定年金（15年）」を受け取ることにより、年金受取総額において一時払保険料相当額が最低保証されます。

【運用期間満了時の積立金額が基本保険金額を下回ったイメージ図】



- この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

⚠ 次の場合には、一時払保険料相当額が最低保証されません。

- 「最低保証付確定年金（15年）」以外の年金受取方法への変更
- 年金の一括受取
- 年金受取期間中における死亡一時金の一括受取

アダージオ マイゴールは
4つの特徴があります

安心をサポート！
最低保証があります

目標突破をチェック！

目標到達時点（5年超）で
運用成果確定

安定した跳躍！

バランスファンドで運用

スタートが軽快！

契約時費用がかかりません

／アダージオ マイゴール 商品概要／

被保険者の契約年齢	満 15 歳～満 80 歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円～ 3 億円 (1 円単位) ※他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して 5 億円を超えることはできません。	
告知項目	職業告知のみ	
目標値の設定	120%～ 150% (10%単位) の範囲で設定 ※目標値に到達する前であれば設定した目標値を変更することができます。 ※目標値を設定しないこともできます。	
運用期間	10 年 ※契約日からその日を含めて 8 日目 (8 日目が営業日でない場合は翌営業日) の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。 ※被保険者が 90 歳でむかえる契約当日の前日までの範囲で延長することもできます。	
年金受取方法	【目標値以上に到達した場合】 確定年金 (10 年)	【目標値に到達しなかった場合】 最低保証付確定年金 (15 年)
	運用成果は次の受取方法から選択し、受け取ることができます。 ※ただし選択後、特約による年金受取総額の最低保証はなくなります。 ●確定年金 ●保証期間付終身年金 ●保証期間付夫婦年金 ●一括受取	
付加されている特約	後継年金受取人指定特約	
増額	100 万円以上 (1 円単位) ※契約日からその日を含めて 8 日目 (8 日目が営業日でない場合は翌営業日) の翌日以後、1 年後の契約当日の前日まで取り扱います。	
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内 (消印有効) であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。 契約時のみ適用されます (増額時には適用されません)。	
諸費用 ※詳しくは 11 ページをご覧ください。	保険関係費用	年率 2.55%
	運用関係費用	年率 0.5195%程度 (税抜年率 0.50%程度)
	解約控除	解約控除対象額の 7%～ 1%
	年金管理費	年金額の 1%



変額個人年金保険に含まれる手数料などについて

- この保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 解約・一部解約をした場合や年金支払開始日以降に年金の一括受取をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること (元本割れリスク) があります。
 - 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、積立金額に対して年率 2.55% の割合で積立金額から毎日控除されます。
 - 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.5195% 程度 (税抜年率 0.50%程度) の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用はファンドがその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
 - 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して 1% の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
 - 解約控除：契約日および増額日からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約をした場合にかかります。契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の 7%～ 1% の割合で解約日の積立金額または一部解約請求金額から控除されます。
- *解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- ※この保険商品にかかる費用の合計額は「運用期間中の費用 (「保険関係費用」「運用関係費用」)」と「年金受取期間中の費用 (「年金管理費」)」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

年金受取方法

選択可能な年金受取方法は次のとおりです

確定年金 *1

確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになれます。年金受取期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



保証期間付終身年金 *1 *2

被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



保証期間付夫婦年金 *1 *2

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



- * 1 保証期間中（確定年金では年金受取期間中）、被保険者（保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方）がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。
- * 2 年金受取開始年齢（被保険者の年齢で判定）が、40歳～90歳の範囲内である場合にお選びいただけます。

● 一括受取

年金受取にかえて、まだ受け取っていない残りの年金受取期間（または残りの保証期間）中の年金額を現在の価値に計算した額（未払年金現価）を、解約控除がかかることなく一括受取することができます。

● 後継年金受取人指定特約

年金受取人が一般勘定への移行日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。

年金受取の取扱について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください [➡](#)

年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、一般勘定への移行日の前日の積立金額をもとに、一般勘定への移行日における基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

目標値以上に到達した後の運用成果の確定について

● 積立金額の推移をハートフォード生命が毎営業日に確認します。

契約日からその日を含めて5年経過以後の積立金額の増減を、契約者にかわってハートフォード生命が毎営業日に確認します。

積立金額が目標値以上に到達した場合、以下の流れに基づいて運用成果を確定することができます。

目標値以上に到達

（契約日以後5年経過以後）

一般勘定に自動移行

（目標値以上に到達した日の翌日）

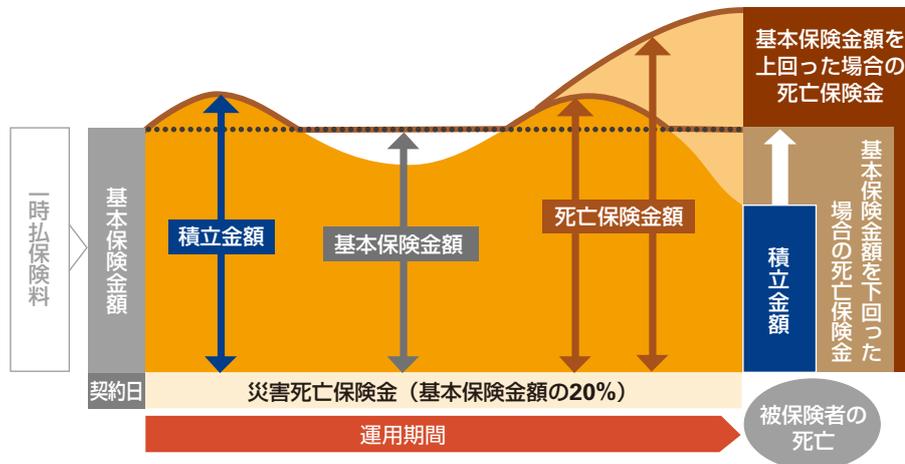
郵送で通知

（一般勘定への移行日以後郵送にて通知）

年金受取方法の選択

（一般勘定への移行日以後30日以内）

【運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のイメージ図】



- この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

運用期間*中の死亡保険金には、基本保険金額の最低保証があります

被保険者がお亡くなりになった日の、①積立金額 ②基本保険金額のうち、いずれか大きい金額をお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合には基本保険金額となります。

*一般勘定への移行日以後、年金支払開始日前までの期間は含まれません。この期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

災害死亡保険金として、基本保険金額の20%が加算されます

運用期間中に不慮の事故等によって被保険者がお亡くなりになった場合は、災害死亡保険金として基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。

死亡保険金の受取には、以下の方法があります

- 一括受取…………… 全額を一括でお受け取りになる方法です。
- 年金受取…………… 毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法です。
- 据置受取…………… 全額を一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法です。

○ 配偶者契約継続

被保険者がお亡くなりになった場合、その配偶者をご自身の受取部分の死亡保険金を一時払保険料として新たにご契約を開始させる方法です。新たに開始されたご契約は解約控除の対象になりません。

死亡保険金の取扱について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください [➡](#)

諸費用

ご契約期間中は、以下の諸費用をご負担いただきます。

運用期間中の費用

保険関係費用

新規契約の成立や維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金を支払うために必要な費用です。

ファンドの積立金額に対する割合(率)で決められており、積立金額にこの割合(率)を乗じた金額の1/365が積立金額から毎日控除されます。

年率 **2.55%**

運用関係費用

ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額の1/365が毎日控除されます。外国投資信託証券ならびにマザーファンドを投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ」であるため、ファンド・オブ・ファンズ自身の信託報酬に加え、主要投資対象である外国投資信託証券の信託報酬も考慮した場合の費用です。信託報酬は、投資対象である投資信託にかかる信託報酬年率0.4095% (税抜年率0.39%) と、その投資対象である各外国投資

信託証券にかかる信託報酬年率0.14667%を組入割合に応じて按分した信託報酬年率0.11%程度との合計年率0.5195%程度(税抜年率0.50%程度)となります。信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

年率 **0.5195%** 程度
(税抜年率 0.50% 程度)

年金支払開始日以後の費用

年金管理費

年金額の1%が年金受取時に控除されます。

早期解約時の費用

解約控除

ご契約から早期の解約の場合にご負担いただきます。

契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約では、「解約控除」をご負担いただきます。

解約控除は、解約控除対象額に下表の解約控除率を乗じた金額です。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約時積立金額} - \text{解約控除} \\ \text{または 一部解約請求金額} \quad \left(\text{解約控除対象額} \times \text{解約控除率} \right)$$

- 運用期間中に基本保険金額を増額する場合、増額日からその日を含めて7年未満の解約には解約控除がかかります。ただし、対象となるのは増額部分のみとなります。
- 契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約・一部解約については、解約控除はかかりません。
- 契約日からその日を含めて5年経過後7年未満の運用期間中に積立金額が目標値以上に到達して一括受取をした場合には、解約控除はかかりません。

運用期間中、いつでもご契約の全部または一部を解約し、払戻金を受け取ることができます

● 全部解約について

ご契約の全部を解約して、解約日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。

● 一部解約について

ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】

契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払戻いたします。

※ 契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。



解約・一部解約の際には以下の点にご注意ください

- 契約日から7年未満の解約は、解約控除がかかります。
※ 諸費用について詳しくは11ページをご覧ください。
- 一部解約後の基本保険金額は150万円以上、かつ積立金額は50万円以上が必要です。
- 一部解約の場合、一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて基本保険金額が減額されます。目標値も一部解約後の基本保険金額に対する積立金額の割合となります。

積立金額が基本保険金額を下回っているときに一部解約をした場合、受取金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約の増額

ご契約後1年間は増額（資金の追加）が可能です

- 増額により、将来の年金額の上乗せが期待できます。
- 年金支払開始日は変わりません。
- 増額が行われた場合、目標値は、増額後の基本保険金額に対する積立金額の割合となります。
- 増額分の基本保険金額は、年金受取総額の最低保証の対象となります。

増額可能期間	ご契約後*、1年後の契約応当日の前日まで * 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後
増額保険料	100万円以上（1円単位） ※ 1契約あたり増額後の基本保険金額の上限は3億円です。 ※ 他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません。



増額日から7年未満で解約された場合には、増額部分に対しても解約控除がかかります。増額はクーリング・オフ制度の対象ではありません。

税金のお取り扱い



税金のお取り扱いについては、平成21年1月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

ご契約時のお取り扱い

生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となり、「**個人年金保険料控除**」の対象にはなりません。その年に払い込んだ生命保険契約の保険料の総額に応じて一定額を所得から控除できます。

生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

運用期間中のお取り扱い

解約時の差益に対する課税

課税時期	年金種類	ご契約後解約までの期間	税金のお取り扱いと種類
解約・一部解約時	最低保証付確定年金 確定年金	5年以内	所得税 15% + 住民税 5% (20% 源泉分離課税)
		5年超	所得税（一時所得）+ 住民税 (総合課税)

死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金のお取り扱いと種類
A	A	相続人（配偶者など）*	相続税
		相続人以外	
	B	A（契約者本人）	所得税（一時所得）+ 住民税 (総合課税)
		C（契約者・被保険者以外の人）	贈与税

* 死亡保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人の数）の適用が可能です。

年金受取開始後のお取り扱い

年金受取時の課税

契約形態	課税時期		税金のお取り扱いと種類
契約者が 年金受取人の場合	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）+ 住民税 (総合課税)
	年金一括 受取時	最低保証付確定年金 確定年金	所得税（一時所得）+ 住民税 (総合課税)
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	所得税（雑所得）+ 住民税 (総合課税)
契約者が 年金受取人ではない場合	年金の受取開始時		贈与税
	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）+ 住民税 (総合課税)

ご契約内容・ファンドの運用報告・ハートフォード生命の決算内容等について次のような方法でお知らせします。



郵送

ご契約状況等について契約者へ以下の書類にてお知らせいたします。

- **年 4 回** 四半期ごとの情報提供 ▶ 「ご契約状況のお知らせ」
(3・6・9・12 月末のご契約状況を翌月下旬頃郵送)
- **年 1 回** 事業年度末ごとの情報提供 ▶ 「ハートフォード生命 決算のご報告」
(毎年 7 月下旬頃郵送) ▶ 「変額個人年金保険 決算のお知らせ」



ホームページ

ハートフォード生命のホームページでご契約の最新状況の照会等が可能なインターネットサービスがご利用いただけます。

▶ 契約情報の照会 ▶ 運用状況の照会 ▶ 住所変更の申込 ▶ 各種手続きの案内 など

ホームページアドレス：<http://www.hartfordlife.co.jp>

※ご利用に際しては、簡単な登録手続きが必要です。



電話

契約者からのご契約内容変更のお手続き・ご契約内容に関するお問い合わせ等は、ハートフォード生命クライアントサービスセンターがお電話にて承ります。

クライアントサービスセンター： **0120-167-810**

フリーダイヤル

受付時間 9:00 ~ 18:00

(土・日・祝日・年末年始を除きます)

ハートフォードは、200年近くにわたり培った経験を活かします

米国

ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク

1810年にアメリカのコネティカット州ハートフォードで誕生、約200年の歴史があります。

変額年金マーケットでトップクラス*の資産残高を維持しています

変額年金資産残高 (2008年12月末現在)

745億米ドル (6兆7,276億円)

* 1億米ドル未満切り捨て。

※ 円換算については、1米ドル90.21円の為替レートで100万米ドル単位まで計算、1億円未満切り捨て。

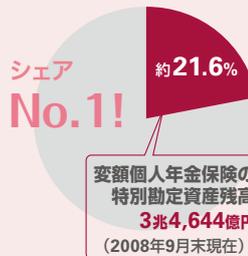
出所: ハートフォード生命資料 * TIAA-CREFを除く。

日本

ハートフォード生命保険株式会社

変額個人年金保険マーケットで21.6%のシェアを誇ります

変額個人年金保険業界でのハートフォード生命の市場占有率



出所: 保険毎日新聞(2008年12月5日発行)

ソルベンシー・マージン比率 (2008年9月末現在)

1,253.2%

※ 保険会社の健全性を数値で表す際に用いられる指標のひとつで、通常の予測を超えて発生するリスクに対する「支払余力」を示しています。同比率が200%以上であれば、健全性についてのひとつの基準を満たしていることを示しています。

保有契約件数 (2008年9月末現在)

58万2千件

※ 当社にご加入いただいている個人年金保険・終身保険契約の総数です。

「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定 (ファンド) の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店からのお知らせ

- この保険商品のお申し込みの有無が、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- この保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧ください。

「アダージオ マイゴール」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型2003・目標設定機能付最低保証年金特約1015型の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧ください。必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■ 生命保険契約者保護機構について

万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03 (3286) 2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

【募集代理店】

株式会社新生銀行

〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8

0120-456-860

【引受保険会社】

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング15階

TEL: 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

<http://www.hartfordlife.co.jp>